

議案第29号

平成30年2月16日提出

松山市長 野志克仁

松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について

松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 人員に関する基準（第4条）

第3章 施設及び設備に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条—第42条）

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 通則（第43条・第44条）

第2節 施設及び設備に関する基準（第45条）

第3節 運営に関する基準（第46条—第54条）

第6章 雜則（第55条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立し

た日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

- 2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。
- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第44条第2項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（定義）

第3条 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。
- (2) I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。
- (3) II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

第2章 人員に関する基準

第4条 介護医療院が有すべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 常勤換算方法（当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。第2号、第3号及び第3項第2号において同じ。）で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者（第3号において「I型入所者」という。）の数を150で除して得た数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床の利用者（同号において「II型入所者」という。）の数を300で除して得た数を加えて得た数以上

- (2) 看護師又は准看護師（第12条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除して得た数以上
- (3) 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を5で除して得た数に、II型入所者の

数を6で除して得た数を加えて得た数以上

(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数

(5) 栄養士 入所定員が100人以上の介護医療院にあっては、1以上

(6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1とする
ことを標準とする。）

(7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適當数

(8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第107条第1項の
許可を受ける場合は、推定数による。

3 第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医
療院（医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支
援を目的とする介護医療院をいう。）のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以
下この項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語
聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病
院の場合であって、当該病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚
士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められる
ときは、置かないことができる。

(2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除し
て得た数以上

(3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適當数

4 前3項に定めるもののほか、介護医療院の人員に関する基準は、規則で定める。

第3章 施設及び設備に関する基準

(施設)

第5条 介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

(1) 談話室

(2) 食堂

(3) 浴室

(4) レクリエーション・ルーム

(5) 洗面所

- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) 談話室 入所者同士又は入所者及びその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (2) 食堂 内のりによる測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。
- (3) 浴室
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- (5) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- (6) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除ぐ。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項及び第45条において同じ。）とすること。ただし、2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物（規則で定める火災に対する安全性の向上のための要件を満たすものに限る。）にあっては、準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項及び第45条において同じ。）とすることができる。
- (2) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（次号及び第45条第4項において「療養室等」という。）が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレ

ベーターをそれぞれ 1 以上設けること。

(3) 療養室等が 3 階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を 2 以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講じることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条、第 30 条の 4、第 30 条の 13、第 30 条の 14、第 30 条の 16、第 30 条の 17、第 30 条の 18（第 1 項第 4 号から第 6 号までを除く。）、第 30 条の 19、第 30 条の 20 第 2 項、第 30 条の 21、第 30 条の 22、第 30 条の 23 第 1 項、第 30 条の 25、第 30 条の 26 第 3 項から第 5 項まで及び第 30 条の 27 の規定を準用する。この場合において、同規則第 30 条の 18 第 1 項中「いずれか及び第 4 号から第 6 号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8 メートル以上（中廊下にあっては、2.7 メートル以上）とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、木造かつ平屋建ての介護医療院の建物（規則で定める火災に対する安全性の向上のための要件を満たすものに限る。）について、市長が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

第 4 章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第8条 介護医療院は、正当な理由なく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、入所者が受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第12条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えてい

る場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者間で定期的に協議して検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 介護医療院は、入所者の退所に際しては、当該入所者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第13条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入所又は退所をした者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対し介護医療院サービスを提供した場合は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第46条第1項において同じ。）が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供したときは、入所者から、利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の

額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額。次項及び第46条において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を入所者から受けることができる。
- 4 介護医療院は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書により行うものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第15条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しなければならない。

（介護医療院サービスの取扱方針）

第16条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況等を踏まえて、その療養を適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 介護医療院は、提供する介護医療院サービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第28条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該介護医療院の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行わなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、アセスメントを行うに当たっては、入所者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、並びに入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービス

を提供するまでの留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、入所者及びその家族並びに担当者と継続的に連絡を行うこと等による当該施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。この場合において、第2項から前項までの規定は、当該変更について準用する。
- 10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的に入所者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。

- 11 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

（診療の方針）

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるように適切な指導を行うこと。

- (3) 常に入所者的心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。次号及び第33条第3項第1号において「介護医療院基準省令」という。）第18条第5号の別に厚生労働大臣が定めるものほか行わないこと。
- (6) 介護医療院基準省令第18条第6号の別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合は、この限りでない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院の医師は、必要がある場合を除き、入所者のために他の医師若しくは歯科医師の往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療の状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報に基づき適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 介護医療院は、^{じょくそう}褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

5 介護医療院は、前各項に定めるものほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならぬ。

6 介護医療院は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第22条 介護医療院は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 介護医療院は、入所者の自立の支援に配慮して、入所者ができる限り離床して食堂で食事をとることができるように努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第24条 介護医療院は、適宜入所者のレクリエーションのための行事を行うよう努めなければならない。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 介護医療院は、入所者が、正当な理由なく介護医療院サービスの利用に関する

指示に従わぬことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第52号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(管理者の業務)

第27条 介護医療院の管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の当該介護医療院の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供す

る者と密接に連携すること。

(4) 第38条第2項に規定する苦情の内容等並びに第40条第3項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録すること。

(運営規程)

第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員（I型療養床に係る入所定員の数、II型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第30条 介護医療院は、入所者に対し適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第31条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 介護医療院は、地震、風水害及び当該介護医療院の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下この条において「施設防災計画」という。）を策定し、当該介護医療院の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 介護医療院は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 介護医療院は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 介護医療院は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該介護医療院において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

- 第33条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器について、適正に管理しなければならない。
- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、当該業務を適正に行う能力のある者に委託するものとし、その者の基準については、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、同規則第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、同規則第9条の9第1項中「法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、同規則第9条の12中「法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、同規則第9条の13中「法第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

- (1) 介護医療院基準省令第5条第2項第2号ロ及び第45条第2項第2号ロに規定する
検体検査の業務
- (2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項

に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

(4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならぬないものを除く。）

（協力病院）

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならぬ。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならぬ。

（掲示）

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しておかなければならぬ。

（秘密保持等）

第36条 介護医療院の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならぬ。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により入所者の同意を得ておかなければならぬ。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第37条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情処理）

第38条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
- 4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下この項及び次項において「連合会」という。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
- 6 介護医療院は、連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

- 2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備及び保存)

第42条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院は、規則で定めるところにより、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 通則

(通則)

第43条 第2条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第45条及び第49条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第44条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

第45条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設及び設備を有しなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) サービス・ステーション
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設及び設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット（療養室を除く。）

ア 一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとするとともに、当該ユニットの入居者が交流し、及び共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形狀を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当事数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当事数設けること。

- (2) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 前項第2号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の構造設備の基準は、次に定める

ところによる。

(1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活の用に供しない附属の建物を除く。）

以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物（規則で定める火災に対する安全性の向上のための要件を満たすものに限る。）にあっては、準耐火建築物とすることができます。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講じることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同規則第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル以上（中廊下にあっては、2.7メートル以上）とすること。この場合において、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすることができます。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設ける

こと。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第1号の規定にかかわらず、木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物（規則で定める火災に対する安全性の向上のための要件を満たすものに限る。）について、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第46条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供したときは、入居者から、利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を入居者から受けることができる。

4 ユニット型介護医療院は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書により行うものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第47条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない

ない。

- 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者的心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その様及び時間、その際の入居者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 9 ユニット型介護医療院は、提供する介護医療院サービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。
(看護及び医学的管理の下における介護)

第48条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者的心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。

ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第49条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事をとることができるように、必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第50条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する

規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員（I型療養床に係る入居定員の数、II型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第52条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める基準に従い、職員を配置しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この

章」とあるのは「第5章第3節」と読み替えるものとする。

第6章 雜則

(規則への委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上

(中廊下にあっては、1.6メートル以上)とする。

- 5 介護療養型老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。
- 6 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 7 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上（中廊下にあっては、1.6メートル以上）とする。

（提案理由）

介護保険法の改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるため、本案を提出する。

議案第30号

平成30年2月16日提出

松山市長 野志克仁

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）」

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2—第44条の4）
を 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）」

に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）」を

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2—第95条の5）
に，
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）」

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条—第112条）」を

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2—第110条の4）
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）」
に，「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条—第151条）」

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2—第149条の4）」を
「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条—第151条）」

に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条—第161条）」

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2—第159条の4）」を
「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条—第161条）」

に、「第168条」を「第167条の2」に、「第13章 共同生活援助」を

「第13章 就労定着支援

第1節 基本方針（第194条の2）

第2節 人員に関する基準（第194条の3・第194条の4）

第3節 設備に関する基準（第194条の5）

第4節 運営に関する基準（第194条の6—第194条の12）

第14章 自立生活援助

に、「第5

第1節 基本方針（第194条の13）

第2節 人員に関する基準（第194条の14・第194条の15）

第3節 設備に関する基準（第194条の16）

第4節 運営に関する基準（第194条の17—第194条の20）

第15章 共同生活援助

」

節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準

「第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備

第1款 通則（第201条の2・第201条の3）

第2款 人員に関する基準（第201条の4）

を

第3款 設備に関する基準（第201条の5）

第4款 運営に関する基準（第201条の6—第201条の10）

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準

に、「第201条の2・第201条の3」を「第201条の1

る基準」

1・第201条の12」に、「第201条の4」を「第201条の13」に、「第201条の5—第201条の10」を「第201条の14—第201条の19」に、「第1

「第15章 削除

4章」を「第16章」に， 第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サ

ービスに関する基準（第206条—第210条）」を「第17章 離島その他の地域に

おける基準該当障害福祉サービスに関する基準（第206条—第210条）」に、「第17章」を「第18章」に改める。

第1条中「含む。）」の次に「，第41条の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条第6号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「，児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準省令」という。）第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え，同号を同条第7号とし，同条中第5号を第6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第4条第1項中「第13章」を「第15章」に改める。

第49条中「前節」を「第4節」に改める。

第2章中第5節を第6節とし，第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準等条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が，当該指定訪問介護事業

所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準等条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第44条の4 第5条（第3項及び第4項を除く。）、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節（第44条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第80条第1項第2号中「第16章」を「第17章」に改める。

第87条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続するよう努めなければならない。

第96条第1号中「指定通所介護事業者（松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号。以下「指定居宅

サービス等基準条例」という。) 第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。) 又は指定地域密着型通所介護事業者(松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第52号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。) (以下「指定通所介護事業者等」という。)」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準等条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。) (以下「指定通所介護等」という。)」を「指定通所介護等」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。) (以下「指定通所介護事業所等」という。)」を「指定通所介護事業所等」に、「(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、」を「の面積を」に改める。

第97条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準等条例第194条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において」に、「指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第193条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下」を「指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において」に、「指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項又は第194条第1項に規定する通いサービスをいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第111条、第150

条の2及び第160条の2において」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第194条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という）を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ）に改め、同条第1号中「指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項又は第194条第1項に規定する登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第1項に規定する登録者を除く。第150条の2及び第160条の2において」に、「指定通所支援基準条例第56条の8」を「指定通所支援基準省令第54条の12」に、「指定通所支援基準条例第73条の4」を「指定通所支援基準省令第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において」に改め、同条第2号中「指定通所支援基準条例第56条の8」を「指定通所支援基準省令第54条の12」に、「指定通所支援基準条例第73条の4」を「指定通所支援基準省令第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第1号又は第198条第2項第1号の居間及び食堂をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第150条の2及び第160条の2において」に、「発揮しうる」を「発揮し得る」に改め、同条第4号中「指定通所支援基準条例第56条の8」を「指定通所支援基準省令第54条の12」に、「指定通所支援基準条例第73条の4」を「指定通所支援基準省令第71条の6」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」とい

う。) の事業を行う指定児童発達支援事業者 (指定通所支援基準省令第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。) 又は指定放課後等デイサービス事業者 (指定通所支援基準省令第 6 6 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所 (指定通所支援基準省令第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第 2 0 2 条において同じ。) 又は指定放課後等デイサービス事業所 (指定通所支援基準省令第 6 6 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第 2 0 2 条において同じ。) (以下「指定児童発達支援事業所等」という。) の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援 (指定通所支援基準省令第 4 条に規定する指定児童発達支援をいう。) 又は指定放課後等デイサービス (指定通所支援基準省令第 6 5 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。) (以下「指定児童発達支援等」という。) を受けれる障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第 9 5 条の 3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者 (指定居宅サービス等基準等条例第 1 0 0 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。) 又は指定地域密着型通所介護事業者 (松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 2 4 年条例第 5 2 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。) 第 6 0 条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。) (以下「指定通所介護事業者等」という。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準等条例第 1 0 0 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。) 又は指定地域密着型通所介護事業所 (指定地域密着型サービス基準等条例第 6 0 条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。) (以下「指定通所介護事業者等」という。) の食堂及び機能訓練室 (指定居宅サービス等基準等条例第 1 0 2 条第 2 項第 1 号又は指定地域密着型サー

ビス基準等条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を指定通所介護(指定居宅サービス等基準等条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準等条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。),指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準等条例第194条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第53号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準等条例」という。)第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。),指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第194条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)

) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) の登録定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者 (指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項若しくは第194条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。) の数と共生型生活介護、共生型自立訓練 (機能訓練) (第149条の2に規定する共生型自立訓練 (機能訓練) をいう。) 若しくは共生型自立訓練 (生活訓練) (第159条の2に規定する共生型自立訓練 (生活訓練) をいう。) 又は共生型児童発達支援 (指定通所支援基準省令第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。) 若しくは共生型放課後等デイサービス (指定通所支援基準省令第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。) (以下「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。) を29人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準等条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。), サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準等条例第194条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあっては、18人) 以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準等条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準等条例第193条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) のうち通いサービス (指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項若しくは第194条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以

下同じ。) の利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。以下この条、第 149 条の 3 及び第 159 条の 3 において同じ。) を登録定員の 2 分の 1 から 15 人 (登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては 12 人) までの範囲内とすること。

| 登録定員 | 利用定員 |
|-------------|------|
| 26 人又は 27 人 | 16 人 |
| 28 人 | 17 人 |
| 29 人 | 18 人 |

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂 (指定地域密着型サービス基準等条例第 87 条第 2 項第 1 号若しくは第 198 条第 2 項第 1 号又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第 49 条第 2 項第 1 号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。) は、機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条若しくは第 194 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第 45 条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 95 条の 5 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 75 条から第 77 条まで、第 79 条、第 81 条及び前節 (第 95 条を除く。) の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。第 100 条第 2 項第 2 号中「事業者等」の次に「(第 201 条の 2 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)」を加え、同号ア中「指定自立訓練 (生活訓練) 等」の次に「(第 201 条の 2 に規定する日中サービス支援型指定共同生活

援助を除く。)」を加え、「の利用者の数及び」を「(第201条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。)の利用者の数及び」に改める。

第109条第2号中「指定共同生活援助事業所」の次に「(第201条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。)」を加える。

第111条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定通所支援基準条例第56条の8」を「指定通所支援基準省令第54条の12」に、「指定通所支援基準条例第73条の4」を「指定通所支援基準省令第71条の6」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「指定通所支援基準条例第56条の8」を「指定通所支援基準省令第54条の12」に、「指定通所支援基準条例第73条の4」を「指定通所支援基準省令第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準等条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準等条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準等条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防居宅サービス等基準等条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基

準等条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。) 又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防居宅サービス等基準等条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。) (以下「指定短期入所生活介護等」という。) の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。

- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第2号ウ若しくは第198条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第49条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下の号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第5項若しくは第194条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第110条の4 第10条, 第12条から第18条まで, 第20条, 第21条, 第23条, 第24条, 第29条, 第30条, 第37条から第43条まで, 第52条, 第62条, 第68条, 第70条から第72条まで, 第75条, 第76条, 第89条, 第92条から第94条まで, 第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は, 共生型短期入所の事業について準用する。

第114条第4項中「専任かつ」を削る。

第120条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第121条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め, 同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)」を「重度障害者等包括支援計画」に改め, 同条第2項を削り, 同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め, 同項を同条第2項とし, 同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に, 「前3項」を「前2項」に改め, 同項を同条第3項とする。

第142条中「身体障害者(障害児を除く。)に対して, 1年6月間(頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあっては, 3年間)」を「同号に規定する期間」に改める。

第149条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第150条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に, 「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め, 同条第1号及び第2号中「指定通所支援基準条例第56条の8」を「指定通所支援基準省令第54条の12」に, 「指定通所支援基準条例第73条の4」を「指定通所支援基準省令第71条の6」に, 「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め, 同条第4号中「指定通所支援基準条例第56条の8」を「指定通所支援基準省令第54条の12」に, 「指定通所支援基準条例第73条の4」を「指定通所支援基準省令第71条の6」に改める。

第8章中第5節を第6節とし, 第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第149条の2 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。

| 登録定員 | 利用定員 |
|----------|------|
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |
| 29人 | 18人 |

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適當な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能

型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第194条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第152条中「知的障害者（障害児を除く。）又は精神障害者（障害児を除く。）に対して、2年間（長期間入院していた障害者その他これに類する事由のある障害者については、3年間）」を「同号に規定する期間」に改める。

第159条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第160条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「指定通所支援基準条例第56条の8」を「指定通所支援基準省令第54条の12」に、「指定通所支援基準条例第73条の4」を「指定通所支援基準省令第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第4号中「指定通所支援基準条例第56条の8」を「指定通所支援基準省令第54条の12」に、「指定通所支援基準条例第73条の4」を「指定通所支援基準省令第71条の6」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第159条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第159条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。

| 登録定員 | 利用定員 |
|----------|------|
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |
| 29人 | 18人 |

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適當な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通りサービスの利用者の数並びに共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第194条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第45条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第162条中「就労を希望する65歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの」を「省令第6条の9に規定する者」に、「2年間（専らあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マツサージ指圧師等法」という。）の規定によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許を取得させることを目的として省令第6条の9に規定する便宜を提供する場合にあっては、3年間又は5年間）」を「省令第6条の8に規定する期間」に改める。

第164条第1項中「あん摩マツサージ指圧師等法」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）」に改める。

第10章第4節中第168条の前に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第167条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第172条中「第86条」の次に「、第87条、第88条」を加える。

第17章を第18章とし、第16章を第17章とする。

第15章を削る。

第202条第1項中「（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）」及び「（指定通所支援基準条例第68条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第14章を第16章とする。

第196条第1項第2号ア中「以下」の次に「この章において」を加える。

第199条第3項中「家事等」の次に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第13章第5節第3款中第201条の10を第201条の19とし、第201条の6から第201条の9までを9条ずつ繰り下げる。

第201条の5第1項中「第201条の7」を「第201条の16」に改め、同条を第201条の14とする。

第13章第5節第2款中第201条の4を第201条の13とし、同節第1款中第201条の3を第201条の12とする。

第201条の2中「第201条の10第1項」を「第201条の19第1項」に、「以下「基本サービス」を「第201条の13第1項において「基本サービス」に改め、同条を第201条の11とする。

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 通則

（通則）

第201条の2 日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護をする者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、第197条、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から前条までに定めるもののほか、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上
 - (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
 - ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数
 - イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数
 - ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数
 - エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2・5で除して得た数
 - (3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住

居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第3款 設備に関する基準

第201条の5 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は、20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員の数と同数以下としなければならない。
- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備

を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。

(2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第201条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所（第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護及び家事等)

第201条の7 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第201条の8 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

ならない。

- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
(協議の場の設置等)

第201条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準じるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(読み替え)

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業についての第201条において準用する第60条及び第157条の2の規定の適用については、第201条後段の規定にかかわらず、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」とする。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針

第194条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援

」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として省令第6条の10の2に規定するものを受け通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、省令第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第194条の3 指定就労定着支援の事業を行う者(以下「指定就労定着支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。)に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならぬ

い。

(準用)

第194条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第194条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利

用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第194条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要な事項

(記録の整備及び保存)

第194条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業につ

いて準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針

第194条の13　自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第194条の14　指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 地域生活支援員　指定自立生活援助事業所ごとに、1以上
 - (2) サービス管理責任者　指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア　利用者の数が30以下　1以上
 - イ　利用者の数が31以上　1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2　前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。
- 3　第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項

の指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第194条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第194条の16 第194条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第194条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、

第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の20において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

付則第2項中「指定共同生活援助事業所の利用者」を「指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。以下この項及び次項において同じ。）の利用者」に改め、「第199条第3項」の次に「及び第201条の7第4項」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付則第3項中「第199条第3項」の次に「及び第201条の7第4項」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付則第4項中「第196条第1項第2号イからエまで」の次に「及び第201条の4第1項第2号イからエまで」を加える。

付則第5項中「指定共同生活援助事業者」の次に「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を、「存する指定共同生活援助事業所」の次に「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。付則第16項において同じ。）」を、「において指定共同生活援助」の次に「（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。第2号、付則第9項、付則第12項から第15項まで及び付則第17項から第19項までにおいて同じ。）」を加える。

付則第9項中「共同生活援助の事業等」を「指定共同生活援助の事業」に改める。

付則第17項中「第201条の10第1項」を「第201条の19第1項」に改める。

付則第19項中「法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準じるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）」を「協議会等」に改める。

（松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部

改正)

第2条 松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第61号）の一部を次のように改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

付則第9項中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定を受けている指定障害者支援施設で、第2条の規定による改正前の松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条及び第10条の規定の適用を受けているものについては、第2条の規定による改正後の松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

（松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

3 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改める。

付則第4項中「第201条の2」を「第201条の11」に、「第201条の4第1項」を「第201条の13第1項」に改める。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関し、所要の規定の

整備を図るため、本案を提出する。